

現行の健康保険証の存続を求める意見書

令和6年秋に、現行の健康保険証を廃止するという政府の方針に対して、今の健康保険証を残して欲しいという声が広がっている。

令和5年7月10日付けの共同通信のアンケートでは、全国の市区町村長の4割超が延期を要請している。本町では、「認知症患者等マイナンバーカードの利用が困難な方への対策が十分でない現状では、予定どおりに廃止をできる状況なのか判断することは困難である」と回答している。

政府はこうした声を受け、健康保険証の代わりとして「資格確認証」（申請不要、有効期限5年）を発行する案を出しているが、国民健康保険の管理業務を行う自治体事務の現場からは、費用と事務量がさらに増加することへの懸念の声が上がっている。

資格確認書は、当分の間は申請がなくても交付するとしているが、当分の間が過ぎると、原則どおり資格確認書の申請が必要になると考えられる。

また、マイナ保険証は5年ごとの更新が必要となり、認知症や身体の悪い人においては、円滑な更新ができない場合に「無保険扱い」が生じる危険性があり、適正な保険医療が受けられない恐れがある。

現在は、強制加入である国民皆保険制度のもと、国民は誰でも健康保険証1枚で医療機関を受診でき、現行の健康保険証は、保険者である自治体、全国健康保険協会、健康保険組合などが責任を持って交付する仕組みであり、社会に定着し安定的に運用されている。

国民の理解や賛同を得られない中で、現行の健康保険証を廃止することは妥当ではないと考える。

よって、本町議会は、国に対し、誰もが安心して医療を受けられるよう、現行の健康保険証の廃止を中止して、存続することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月15日

長崎県時津町議会

(提出先)

衆	議	院	議	長
参	議	院	議	長
内	閣	総	理	大
総	務		大	臣
厚	生	労	働	大
シ	ジ	タ	ル	大
デ				臣